



発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
◎鳥獣保護区の存続期間の更新 (中山間地域対策課)	1
◎特別保護地区の指定 ()	3
◎特定猟具使用禁止区域(銃)の指定 ()	3
○大規模小売店舗の変更の届出に関する意見の概要(2件) (経営支援課)	5
○廃川敷地等が生じた件 (河川課)	5
○道路の区域変更(3件) (道路課)	5
○道路の供用開始 ()	6
公 告	
○令和6年度後期技能検定試験の実施 (雇用労働政策課)	6
入札公告	
○一般競争入札(備蓄用毛布の購入)の公告 (総務事務センター)	9

告 示

高知県告示第515号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第46号)による改正前の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定に基づき指定した室戸岬鳥獣保護区、崎山鳥獣保護区、野友鳥獣保護区、内原野鳥獣保護区、西分鳥獣保護区、手結山鳥獣保護区、工石山鳥獣保護区、浦戸湾鳥獣保護区、安居鳥獣保護区、宿毛湾鳥獣保護区、足摺岬鳥獣保護区、大堂鳥獣保護区及び蒲葵島鳥獣保護区について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第7項ただし書の規定に基づき次のとおり存続期間の更新をしますので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により当該鳥獣保護区の名称、区域及び存続期間を告示する。

令和6年9月3日

高知県知事 濱田 省司

名称	区域	存続期間

室戸岬鳥獣保護区	室戸市津呂の東大谷川左岸と満潮位の海岸線との接点を起点とし、同所から同左岸を北東進し山ぶし谷との接点に至り、同所から同谷を東進及び北東進し同市室戸岬町東6882番地3の尾根に至り、同所から同尾根を南東進及び東進し杉尾神社に至り、同所から同市室戸岬町東6882番地3の尾根から同神社を見通す線の延長線を東進し同海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を北東進し椎名川との接点に至り、同所から東に直進し海上1キロメートルの地点に至り、同所から同海岸線から1キロメートルの海上を南西進し室戸岬の同海岸線から南に1キロメートルの海上の地点に至り、同所から同海岸線から1キロメートルの海上を北西進し同左岸と同海岸線との接点から西に1キロメートルの海上の地点に至り、同所から東に直進して起点に達する線に囲まれた区域	令和6年11月15日から令和16年11月14日まで
崎山鳥獣保護区	室戸市崎山の金剛頂寺への登り階段を起点とし、同所から市道向江自然の家線を西進し市道豊満宮線との接点に至り、同所から市道を北進し市道向江自然の家線と農免道路崎山傍士線との交点に至り、同所から同農免道路を北進し盲堂谷川左岸(久路見橋東詰め)に至り、同所から同左岸を北東進し四国電力株式会社の送電線(室戸線)の直下に至り、同所から同送電線の直下を東進し四国電力株式会社の第83番送電線鉄塔に至り、同所から畝を東進し旧農用水路との接点に至り、同所から同水路を南西進して起点に達する線に囲まれた区域	令和6年11月15日から令和16年11月14日まで
野友鳥獣保護区	安芸郡奈半利町と同郡北川村との境界と国道493号との交点を起点とし、同所から同国道を北東進し村道野川線との接点(野友橋南詰め)に至り、同所から同村道を東進及び南東進し村道羽毛中村線との接点に至り、同所から	令和6年11月15日から令和16年11月14日まで

	同村道を南進し島の谷との接点に至り、同所から同谷を南進し同境界との交点に至り、同所から同境界を西進して起点に達する線に囲まれた区域	
内原野鳥獣保護区	安芸市の江川川と安芸川との合流点を起点とし、同所から同川左岸を北西進し県道宮ノ上川北との接点に至り、同所から同県道を北東進、南西進及び南東進し市道門屋線との接点に至り、同所から同市道を北進し同市門屋の同市道の分岐点に至り、同所から畝を東進し長野谷との接点に至り、同所から同谷を南東進し江川川との接点に至り、同所から同川を南進及び南東進して起点に達する線に囲まれた区域	令和6年11月15日から令和16年11月14日まで
西分鳥獣保護区	香南市と安芸郡芸西村との境界と国道55号との交点を起点とし、同所から同境界を北東進し「考える村」への進入経路である私道との交点に至り、同所から同私道を南東進及び東進し標高270.5メートルの三角点に通ずる稜線との接点に至り、同所から同稜線を南東進及び南西進し高知黒潮カントリークラブゴルフ場の敷地の境界の北東端から北東に延びる谷との接点に至り、同所から同谷を南西進し高知黒潮カントリークラブ所有の私道の終点に至り、同所から同私道を南西進及び南進し通称観音に通ずる私道との接点に至り、同所から同私道を北東進及び南東進し村道長谷線に通ずる歩道との交点に至り、同所から同歩道を南進し同村道に至り、同所から同村道を南西進し同国道との接点に至り、同所から同国道を西進して起点に達する線に囲まれた区域	令和6年11月15日から令和16年11月14日まで
手結山鳥獣保護区	香南市夜須町手結の国道55号と市道千切備後線との交点を起点とし、同所から同市道を北東進し市道福德正林線との接点に至り、同所から同市道を東進し林道出口線との接点に至り、同所から同林道を北東進及び南東進し市道	令和6年11月15日から令和16年11月14日まで

	の境界を東進し同国有林1305林班及び1307林班と民有林との境界との交点に至り、同所から同国有林1305林班と民有林との境界を北東進、南東進及び東進し満潮位の海岸線との接点に至り、同所から同海岸線を南西進し平濤の突端に至り、同所から浅瀬崎の突端を見通す線を南西進し同突端を経て更に同海岸線を西進及び南西進し渡の突端に至り、同所から同海岸線を東進、北進及び東進し同町一切字辻り堂214番3地先の同海岸線に至り、同所から起点を見通す線を北東進して起点に達する線に囲まれた区域並びに同町の柏島及び幸島の全区域	
蒲葵島鳥獣保護区	幡多郡大月町柏島字蒲葵島の区域	令和6年11月15日から令和16年11月14日まで

高知県告示第516号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき次のとおり特別保護地区の指定をするので、同条第4項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により当該特別保護地区の名称、区域及び存続期間を告示する。

令和6年9月3日

高知県知事 濱田 省司

名称	区域	存続期間
室戸岬特別保護地区	室戸市室戸岬町の国道55号の高岩を起点とし、同所から室戸岬灯台を見通す線を南東進し同灯台に至り、同所から五所神社を見通す線を北東進し同神社に至り、同所からビシャゴ濤を見通す線を北東進し同濤に至り、同所から満潮位の海岸線を南西進し室戸岬の同海岸線に至り、同所から同海岸線を北西進して起点に達する線に囲まれた区域	令和6年11月15日から令和16年11月14日まで
工石山特別保	高知市の嶺北森林管理署管轄区域の国有林93林班ろ小班及びびは小班の全区域	令和6年11月15日から

護地区	域並びにこれらに隣接する高知県所有の休養林の全区域	令和16年11月14日まで
足摺山特別保護地区	土佐清水市の四万十森林管理署管轄区域の国有林1244林班の全区域	令和6年11月15日から令和16年11月14日まで
臼濤特別保護地区	土佐清水市の四万十森林管理署管轄区域の国有林1240林班の全区域	令和6年11月15日から令和16年11月14日まで
大堂特別保護地区	幡多郡大月町の四万十森林管理署管轄区域の国有林1307林班及び1308林班の全区域	令和6年11月15日から令和16年11月14日まで
蒲葵島特別保護地区	幡多郡大月町柏島字蒲葵島の区域	令和6年11月15日から令和16年11月14日まで

高知県告示第517号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき次のとおり特定猟具使用禁止区域の指定をするので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

令和6年9月3日

高知県知事 濱田 省司

名称	区域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類
物部川河口特定猟具使用禁止区域（銃）	香南市吉川町の物部川大橋東詰めを起点とし、同所から県道春野赤岡を東進し市道208号線との接点に至り、同所から同市道を南進し同市道の終点に至り、同所から南に直進し満潮位の海岸線に至り、同所から南に	令和6年11月15日から令和16年11月14日まで	銃器

	直進し海上300メートルの地点に至り、同所から同海岸線から300メートルの海上を西進し南国市と同市との境界の延長線上との交点に至り、同所から同延長線を北進し同海岸線と同境界との接点に至り、同所から同境界を北西進し同県道との交点に至り、同所から同県道を北進し同橋西詰めに至り、同所から同橋を東進して起点に達する線に囲まれた区域		
久礼田特定猟具使用禁止区域（銃）	南国市領石の国道32号と県道前浜植野との接点を起点とし、同所から同国道を北進しパシフィックC. C. 特定猟具使用禁止区域（銃）の区域界との接点に至り、同所から同区域界を東進、南進及び北東進し同市と香美市との境界との接点に至り、同所から同境界を南進し同県道との交点に至り、同所から同県道を西進して起点に達する線に囲まれた区域	令和6年11月15日から令和16年11月14日まで	銃器
久礼田特定猟具使用禁止区域（銃）	高岡郡中土佐町久礼道ノ川の国道56号と町道上和田道ノ川線との交点を起点とし、同所から同町道を南東進し町道的場小鎌田線との交点に至り、同所から同町道を南東進し旧国道56号の久礼橋西詰めの直下の満潮位の海岸線との接点に至り、同所から同海岸線を南西進し大坂谷川河口左岸との接点に至り、同所から同左岸を北西進し町道岡ノ前線との接点（おとめばし北詰め）に至り、同所から同町道を北西進し同国道との接点（久礼トンネル南口）に至り、同所から同国道を北進して起点に達する線に囲まれた区域	令和6年11月15日から令和16年11月14日まで	銃器
大野地	安芸郡田野町田野の国道55号	令和6年11	銃器

区特定 猟具使 用禁止 区 域 (銃)	と県道西谷田野との接点を起点とし、同所から同国道を南西進及び北西進し町道東島線との接点に至り、同所から同町道を北東進し町道中沢線との接点に至り、同所から同町道を東進し農道東島大野線との接点に至り、同所から同農道を南進し同町と同郡安田町との境界との接点に至り、同所から同境界を東進し東部広域農道との交点に至り、同所から同農道を北東進及び南東進し同県道との接点に至り、同所から同県道を南西進して起点に達する線に囲まれた区域	月15日から 令和16年11 月14日まで			川との合流点に至り、同所から同川右岸にある国土交通省設置の中筋川距離標10k/600を見通す線を南進し同距離標に至り、同所から同右岸の堤防上を西進し同堤防上の西端に至り、同所から同農道を東進及び南進し同農道と株式会社ゴルフセンター中村の敷地の境界に隣接する農道との接点に至り、同所から同農道を東進及び南進し市道セビラ線との接点に至り、同所から同市道を北西進し同市江ノ村1305番地の人家に通ずる私道の南端に至り、同所から同私道を北進し同私道の北端に至り、同所から同右岸に通ずる歩道を西進し同右岸との接点に至り、同所から同右岸を南進、北進、西進及び南西進し同川左岸と荒川右岸との交点から南を見通す線との交点に至り、同所から北に直進し同左岸と同右岸との交点に至り、同所から同右岸を北西進して起点に達する線に囲まれた区域			止区域 (銃)	ら同県道を南西進し四国電力株式会社の電柱メイズ245X1に至り、同所から四国電力株式会社の送電線鉄塔(分水第三線No.38号)を見通す線を北西進し同鉄塔に至り、同所から同送電線の直下を南西進し四国電力株式会社の送電線鉄塔(分水第三線No.39号)に至り、同所から尾根を西進し同県道脇の四国電力株式会社の電柱メイズ250に至り、同所から四国電力株式会社の電柱メイズ251に架かる送電線の直下を西進し仁淀川左岸との交点に至り、同所から同左岸を南進、南東進及び北東進し同郡日高村鴨地の四国電力株式会社の電柱アカノタ4W6から起点を見通す線との交点に至り、同所から起点を見通す線を北西進して起点に達する線に囲まれた区域	月14日まで	
原島特 定猟具 使用禁 止区域 (銃)	高岡郡佐川町の県道柳瀬越知と県道片岡庄田との交点を起点とし、同所から同県道を南西進し町道原島線との接点に至り、同所から同町道を北東進し町道原島2号線との接点に至り、同所から同町道を北西進し同町道の終点に至り、同所から町道台住寺野線と町道場所ヶ内7号線との交点を見通す線を北東進し同交点に至り、同所から町道台住寺野線を東進及び北進し県道柳瀬越知との接点に至り、同所から同県道を東進して起点に達する線に囲まれた区域	令和6年11 月15日から 令和16年11 月14日まで	銃器								
間特定 猟具使 用禁止 区 域 (銃)	四万十市荒川の国道56号のあらかわ橋西詰めを起点とし、同所から同国道を東進し同橋東詰めに至り、同所から荒川左岸の堤防上を南進し同堤防上と同筋川左岸の堤防上との接点に至り、同所から同堤防上を東進し同堤防上と国見川右岸の堤防上との接点に至り、同所から同堤防上を北進し同国道との接点に至り、同所から同国道を東進し同川左岸との交点に至り、同所から同左岸を南進し同川と中筋	令和6年11 月15日から 令和16年11 月14日まで	銃器					新莊川 特定猟 具使用 禁止区 域(銃)	須崎市角谷の国道56号と市道長竹下郷線との接点を起点とし、同所から同市道を西進し市道下郷9号線との接点に至り、同所から同市道を西進し新莊川右岸に通ずる歩道との接点に至り、同所から同歩道を北西進し同右岸との接点に至り、同所から同右岸を西進及び北進し県道萩中須崎との交点(落合橋西詰め)に至り、同所から同県道を北西進し市道落合神母野線との接点に至り、同所から同市道を北東進、西進及び北進し同市と高岡郡津野町との境界との接点に至り、同所から同境界を東進し国道197号との交点に至り、同所から同国道を南進及び東進し市道岡本12号線との接点に至り、同所から南を見通す線を直進し同川左岸との交点に至り、同所から同左岸を南東進し国道	令和6年11 月15日から 令和16年11 月14日まで	銃器
物部川 大橋北 特定猟 具使用 禁止区 域(銃)	香南市吉川町吉原の物部川大橋と四国地方整備局高知河川国道事務所管理の物部川右岸堤天道路との交点を起点とし、同所から同堤天道路を北進し物部川右岸にある距離標1k/200に至り、同所から対岸の同事務所管理の物部川左岸堤天道路にある距離標1k/200を見通す線を東進し同距離標に至り、同所から同堤天道路を南進し同橋との交点に至り、同所から同橋を西進して起点に達する線に囲まれた区域	令和6年11 月15日から 令和16年11 月14日まで	銃器								
黒瀬特 定猟具 使用禁	高岡郡越知町黒瀬の県道伊野仁淀の四国電力株式会社の電柱メイズ243を起点とし、同所か	令和6年11 月15日から 令和16年11	銃器								

	56号との交点（新莊川橋北詰め）に至り、同所から同国道を南西進して起点に達する線に囲まれた区域		
小深浦 猟具使用禁止 区域 (銃)	宿毛市小深浦の小深浦No.1及び小深浦No.2の区域	令和6年11月15日から 令和16年11月14日まで	銃器

高知県告示第518号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和6年9月3日

高知県知事 濱田 省司

- 法第8条第1項の規定により南国市から聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示
令和6年8月6日高知県告示第480号
- 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
T S U T A Y A南国店
南国市篠原194番地1ほか
- 意見の概要
意見なし

高知県告示第519号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和6年9月3日

高知県知事 濱田 省司

- 法第8条第1項の規定により土佐町から聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示
令和6年4月9日高知県告示第268号
- 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
m a c 田井店
土佐郡土佐町田井1207番地2ほか
- 意見の概要
所在地の周辺に住宅があることを十分考慮の上、特に早朝や夜間の騒音等、周辺の生活環境へ配慮した適切な対策を講ずること。

高知県告示第520号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令

（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、高知県土木部河川課及び高知県安芸土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和6年9月3日

高知県知事 濱田 省司

- 河川の名称
二級河川奈半利川水系奈半利川
- 廃川敷地等が生じた年月日
令和6年9月3日
- 廃川敷地等の位置
右岸 安芸郡北川村和田字寺谷口南814番2地先から字中川原523番3地先まで
- 廃川敷地等の種類及び数量
土地 16,702.44平方メートル
- 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3月以内に高知県知事に下付の申請をしなければならない。

高知県告示第521号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和6年9月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年9月3日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 国道
- 路 線 名 197号
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡津野町北川字 藤駄馬3117番1地先 から 高岡郡構原町神在居 4160番まで	A	6.0 }	682
		70.8	
高岡郡津野町北川字 藤駄馬3117番1地先 から 高岡郡構原町神在居 4150番1まで	B	10.3 }	774
		66.0	

高岡郡津野町北川字 藤駄馬3117番1地先 から 高岡郡構原町神在居 4150番1まで	後	10.3 }	774
		66.0	

高知県告示第522号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和6年9月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年9月3日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 高知伊予三島
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市鏡狩山字タケ トヲシ144番1から 高知市鏡狩山字タケ トヲシ125番3まで	前	11.0 }	70
		29.3	
高知市鏡狩山字タケ トヲシ144番1から 高知市鏡狩山字タケ トヲシ126番1まで	後	6.6 }	70
		22.9	

高知県告示第523号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和6年9月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年9月3日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 安田東洋
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

安芸郡安田町瀬切字 釜床532番7から 安芸郡安田町瀬切字 カンホリ田524番4 まで	前	15.8 }	326
安芸郡安田町瀬切字 釜床532番1から 安芸郡安田町瀬切字 カンホリ田524番1 まで	後	19.3 } 103.6	326

高知県告示第524号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和6年9月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年9月3日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安田東洋
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
安芸郡安田町瀬切字釜床 532番1から 安芸郡安田町瀬切字カンホ リ田524番1まで	326	令和6年9月3 日

公 告

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定により、令和6年度後期技能検定試験の実施について次のとおり公告する。

令和6年9月3日

高知県知事 濱田 省司

- 1 実施する等級、検定職種等
実施する等級並びに等級に応じ実施する検定職種及び作業は、次のとおりとし、実技試験及び学科試験によって行う。

(1) 特級職種

鋳造、金属熱処理、機械加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体

製品製造、自動販売機調整、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形及びパン製造

(2) 一級及び二級職種

さく井(ロータリー式さく井工事作業)、工場板金(機械板金作業又は数値制御タレットパンチプレス板金作業)、機械検査(機械検査作業)、シーケンス制御(シーケンス制御作業)、半導体製品製造(集積回路チップ製造作業又は集積回路組立て作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業又はプリント配線板製造作業)、自動販売機調整(自動販売機調整作業)、時計修理(時計修理作業)、油圧装置調整(油圧装置調整作業)、農業機械整備(農業機械整備作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、和裁(和服製作業)、パン製造(パン製造作業)、菓子製造(洋菓子製造作業又は和菓子製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋施工図作成作業又は鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(アスファルト防水工事作業又は塩化ビニル系シート防水工事作業)、樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)、カーテンウォール施工(金属製カーテンウォール工事作業)、ガラス施工(ガラス工事作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業又は機械製図CAD作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)、金属材料試験(機械試験作業又は組織試験作業)、塗装(鋼橋塗装作業)及び広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)

(3) 三級職種

造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、シーケンス制御(シーケンス制御作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業又はプリント配線板製造作業)、時計修理(時計修理作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、和裁(和服製作業)、家具製作(家具手加工業)、プラスチック成形(射出成形作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋施工図作成作業又は鉄筋組立て作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業又は機械製図CAD作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)及び広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)

(4) 単一等級職種

電子回路接続(電子回路接続作業)及びバルコニー施工

(金属製バルコニー工事作業)

2 実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

令和6年12月5日(木)から令和7年2月16日(日)までの間において、別途高知県職業能力開発協会が指定する日

イ 実施場所

別途高知県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 手数料

検定職種ごとに次のとおりとする。

(ア) 特級、一級、二級及び単一等級職種

検定職種	実技試験の試験科目	手数料
鋳造	(特級職種)	18,200円
金属熱処理		
機械加工		
工場板金		
めっき		
仕上げ		
機械検査		
電子機器組立て		
電気機器組立て		
半導体製品製造		
自動販売機調整		
油圧装置調整		
建設機械整備		
婦人子供服製造		
プラスチック成形		

		にあつては 10,600円)
和裁	和服製作作業	13,300円(23歳 未満の在職者に あつては4,300 円、23歳未満の 在職者以外の者 にあつては 8,800円)
機械・プラント 製図	機械製図手書き作業	13,300円(23歳 未満の在職者に あつては4,300 円、23歳未満の 在職者以外の者 にあつては 8,800円)
	機械製図CAD作業	
電気製図	配電盤・制御盤製図作業	
備考 この表において、「23歳未満の在職者」とは技能検定 における三級の実技試験を受検する者で、当該試験の実 施日が属する年度の4月1日において23歳に達していな いもの(以下この表において「23歳未満の三級受検者」 という。)であつて、かつ、当該試験の受検を申請する 日において雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条 第1項に規定する被保険者であるもの(出入国管理及び 難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第一の上欄の 在留資格をもつて在留する者を除く。)をいい、「23歳 未満の在職者以外の者」とは23歳未満の三級受検者の うち在職者以外の者をいう。		

(ウ) 三級職種(高等学校に在学する者その他の知事が
別に定める者に限る。)

検定職種	実技試験の試験科目	手数料
造園	造園工事作業	12,100円(23歳 未満の在職者に あつては3,100 円、23歳未満の 在職者以外の者 にあつては 7,600円)
機械加工	普通旋盤作業	
電子機器組立て	電子機器組立て作業	
シーケンス制御	シーケンス制御作業	
プリント配線板 製造	プリント配線板設計作業	
	プリント配線板製造作業	
時計修理	時計修理作業	
冷凍空調和機 器施工	冷凍空調和機器施工 作業	

家具製作	家具手加工作業	
プラスチック成 形	射出成形作業	
建築大工	大工工事作業	
かわらぶき	かわらぶき作業	
配管	建築配管作業	
型枠施工	型枠工事作業	
鉄筋施工	鉄筋施工図作成作業	
	鉄筋組立て作業	
広告美術仕上げ	広告面粘着シート仕上げ 作業	
機械検査	機械検査作業	10,100円(23歳 未満の在職者に あつては2,900 円、23歳未満の 在職者以外の者 にあつては 5,600円)
和裁	和服製作作業	8,900円(23歳 未満の在職者に あつては2,900 円、23歳未満の 在職者以外の者 にあつては 4,400円)
機械・プラント 製図	機械製図手書き作業	8,900円(23歳 未満の在職者に あつては2,900 円、23歳未満の 在職者以外の者 にあつては 4,400円)
	機械製図CAD作業	
電気製図	配電盤・制御盤製図作業	
備考 この表において、「23歳未満の在職者」とは技能検定 における三級の実技試験を受検する者で、当該試験の実 施日が属する年度の4月1日において23歳に達していな いもの(以下この表において「23歳未満の三級受検者」 という。)であつて、かつ、当該試験の受検を申請する 日において雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者 であるもの(出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄 の在留資格をもつて在留する者を除く。)をいい、「23 歳未満の在職者以外の者」とは23歳未満の三級受検者の		

うち在職者以外の者をいう。

- エ 問題の公表
実技試験の問題は、あらかじめ令和6年11月28日(木)
に高知県職業能力開発協会に掲示して公表する。ただし、
一部の職種については、公表しない。
- (2) 学科試験
ア 実施期日
検定職種ごとに次のとおりとする。
(ア) 特級職種

検定職種	実施期日
鑄造 金属熱処理 機械加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 自動販売機調整 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造 プラスチック成形 パン製造	令和7年2月2日(日)

(イ) 一級、二級及び単一等級職種

検定職種	実施期日
機械検査 シーケンス制御 婦人子供服製造 配管 型枠施工 ガラス施工 金属材料試験	令和7年1月26日(日)
さく井 工場板金 自動販売機調整	令和7年2月2日

時計修理 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空調和機器施工 和裁 パン製造 防水施工 カーテンウォール施工 機械・プラント製図 バルコニー施工	
半導体製品製造 プリント配線板製造 菓子製造 建築大工 かわらぶき 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 樹脂接着剤注入施工 電気製図 塗装 広告美術仕上げ 電子回路接続	令和7年2月9日(日)
(ウ) 三級職種	
検定職種	実施期日
シーケンス制御 配管 型枠施工	令和7年1月26日
造園 時計修理 冷凍空調和機器施工 和裁 家具製作 機械・プラント製図	令和7年2月2日
機械加工 機械検査 電子機器組立て プリント配線板製造 プラスチック成形 建築大工	令和7年2月9日

かわらぶき 鉄筋施工 電気製図 広告美術仕上げ	
イ 実施場所 別途高知県職業能力開発協会が指定する場所 ウ 手数料 3,100円	
3 受検の申請手続 (1) 提出書類 ア 技能検定受検申請書(知事が別に定めるものとする。) イ 受検手数料振込金領収書(写し) ウ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し (2) 書類の提出先 高知市布師田3992番地4(高知県立地域職業訓練センター内) 高知県職業能力開発協会 なお、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。 (3) 書類の受付期間 令和6年10月7日(月)から同月18日(金)まで(郵送による場合は、令和6年10月18日付けの消印のあるものまで受け付ける。) (4) 技能検定受検申請書の交付 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受検案内は、高知県職業能力開発協会が交付する。 なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書すること。 (5) 手数料の納付方法等 手数料は、申請書に添えて納付すること。 なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。 受検の申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、返還しない。	
4 合格者の発表等 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、高知県職業能力開発協会が書面で通知し、技能検定に合格した者の受検番号は、令和7年3月14日(金)に高知県立高知高等技術学校のホームページ(https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/151304/)に掲載する。	
5 技能検定合格証書等の交付 特級、一級又は単一等級の技能検定に合格した者には厚生労働大臣から、二級又は三級の技能検定に合格した者には高知県	

知事から、それぞれ合格証書が交付される。
 また、技能検定に合格した者には、厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

6 その他
 この技能検定について不明な点は、高知県立高知高等技術学校(電話番号088-847-6601)又は高知県職業能力開発協会(電話番号088-846-2300)に問い合わせること。

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。
 令和6年9月3日
高知県知事 濱田 省司

- 1 入札に付する事項
- (1) 購入物品の名称及び数量
 備蓄用毛布 11,570枚
 - (2) 購入物品の特質等
 入札説明書による。
 - (3) 購入物品の納入期限
 令和7年3月21日
 - (4) 購入物品の納入場所
 入札説明書による。
 - (5) 入札方法
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
- 次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 高知県における「令和6年度～令和8年度競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者であること。
 - (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
 - (4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があ

<p>ることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和6年度から令和8年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（令和5年9月高知県告示第638号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること又は告示第1の2の(9)に該当しない者であること。</p> <p>(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号780-8570 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県会計管理局総務事務センター 電話番号088-823-9788</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 ア 手渡しによる交付の場合 令和6年9月3日(火)から同年10月18日(金)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。 イ ダウンロードによる交付の場合 令和6年9月3日午前9時から同年10月18日午後5時までの間に高知県ホームページの入札情報ページ(https://www.pref.kochi.lg.jp/category/bunya/shigoto_sangyo/nyusatsujoho/)で交付する。</p> <p>(3) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 令和6年11月28日(木)午前10時 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和6年11月27日(水)午後5時までに(1)の入札説明書の交付場所に必着すること。 イ 場所 高知市本町五丁目2番17号 本町ビル4階 会議室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示</p>	<p>した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を令和6年10月18日午後5時までに入札説明書で指定した場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法等 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和6年10月18日午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)と同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be procured: Stock emergency blankets × 11,570</p> <p>(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Friday 18 October 2024</p> <p>(3) Date and time for tender (by hand): 10:00 A.M. on</p>	<p>Thursday 28 November 2024</p> <p>(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive at the division noted in (5) by 5:00 P.M. on Wednesday 27 November 2024</p> <p>(5) Contact: General Affairs Center, Treasury, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan Tel: 088-823-9788</p> <p>(6) Others: As in the tender documentation</p>
---	---	--